令 和 ２ 年 度 事 業 計 画

社会福祉法人 松島中央厚生会
こども園津軽野

１．教育及び保育理念

こども園津軽野は、「教育基本法、児童福祉法、子ども子育て支援法、認定こども園法」の示すところに従い、子どもの健全な心身の発達を図り、子育て家庭の豊かな生活の実現と地域の子育て文化の創造を目指し、すべての子どもの教育及び保育事業を行うものである。教育及び保育にあたっては、子どもの最善の幸福のため人権や主体性を尊重し、保護者や地域社会と連携を図りながら子育て支援を行い、子どもの教育及び福祉を積極的に増進するものである。

２．教育及び保育の基本方針

教育及び保育方針は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の示すところに従い、こどもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培うために、楽しく望ましくふさわしい環境を通して、こどもに対する教育及び保育を一体的に行い、保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを基本とする。職員が教育及び保育に臨む姿勢においては、人権の尊重とプライバシーの保護の基に、子どもや家庭に対してわけへだてなく教育及び保育を行い、常に子どもの最善の幸福を願うために保護者から意見や要望を真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい教育及び保育のために努力研鑽するものである。

３．教育及び保育目標

生命を育む教育及び保育の一体的な目標

生命を育み伸びやかに生きる子ども「生きる力」
生命を輝かせ楽しく遊び学ぶ子ども「学ぶ意欲」
平和や自然を愛し生命を尊ぶ子ども「尊 ぶ 心」

幼児期の終わりまでに育ってほしい①～⑩の姿

1. 知識及び技能の基礎	①健康な心と体 `②自立心 `③協同性 `④道徳性・規範意識の芽生え `⑤社会生活との関わり	2. 思考力、判断力、表現力等の基礎	`⑥思考力の芽生え `⑦自然との関り生命尊重 `⑧言葉による伝え合い `⑨数量や図形、標識や文字等への関心・感覚 `⑩豊かな感性と表現	3. 学びに向かう力、人間性等

育みたい資質・能力の３つの柱

(1) 生活習慣の形成	(2) 人との関り	(3) 自然や社会等との関り
睡眠・食事・排泄・着脱・清潔、生命の維持、行儀、自立、マナー、忍耐力等	温もりと優しさ、情緒の安定、自信、思いやり、挨拶、約束、コミュニケーション、善悪の判断等	身近な自然や地域社会、自然事象・社会事象、自然の恵み、動植物、遊具・玩具等

生命を育む３つの土台

【 養 護 】

養護が十分に行き届き、くつろいだ雰囲気の環境の下で、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの欲求を適切に満たしながら、生命の保持・情緒の安定を図るものとする。

【 教 育 】

子ども同士の会話や遊びにおける様々な生活・自然・社会体験を通して、健康・安全などの基本的生活習慣や思考力の基礎を培い、人権を大切にし、平和を愛し、生命を尊ぶ心を育みながら自主・自立・協調性の態度を養い、愛と信頼に満ちた人間性豊かな子どもの育成を目指すものとする。

【めざす子ども像】

「健康でいきいきした子ども」

基本的な生活習慣を身につけ、すすんで体位体力の向上をはかり、身体諸機能の発達をうながす。

「自分からすすんで行動する子ども」

自分の事は自分ですると共に､まわりに対する関心を深め､正しいことはすすんで実行する態度を養う。

「創造的でよく考える子ども」

創意工夫することを喜び、個性豊かでいきいきした表現力を養う。

「ねばり強く集中できる子ども」

物事に興味や意欲をもって取り組み、最後までやり遂げようとする態度を養う。

「思いやりがあり感性豊かな子ども」

生きもの（動植物）を愛し、いたわり、美しさを求める豊かな情操を養う。また、一人一人が生かされ認められるよう、子どもが相互に必要な存在であることを実感できるような心情を育む。

「みんなと協力して楽しく遊ぶ子ども」

友達とよく遊び､みんなで力を合わせることの素晴らしさや楽しさがわかるような協調性社会性を養う。

４．児童の教育及び保育事業

（１）教育及び保育事業

１）教育及び保育内容の充実

`① 教育及び保育に関する全体的な計画・指導計画(年間・月案・週日案・個別)

教育及び保育に関する全体的な計画・指導計画は、教育及び保育の基本方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、ねらい及び内容がこども園生活の全体を通して総合的に展開され、地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちを長期的に見通しながら、子どもの生活や発達の連続性に留意し、創意工夫して取り組むものである。特に幼保連携型教育・保育要領解説が平成30年3月に刊行されたことから､今後理解を深めながら全体的な計画の見直しを図りたいと考えている。(別紙１．教育及び保育の全体的な計画参照)

`② 食育計画・食育活動年間指導計画

当園の食育計画は、１年間を春夏秋冬というⅣ期に分けた横断的な発達の特徴、乳児から学童までの9 年間を年齢毎にまとめた縦断的な特徴を表したものである。また、食育活動年間指導計画は、各年齢別にねらい・内容・子どもの育ち・保育教諭の働きかけ・子育て支援の視点から発達課題を考察し作成している。今後、教育及び保育に関する全体的な計画に基づき、29年度から取り組んだ「食育の学び合い」の研究を生かしながら、１年間を3期に分け、子どもの健やかな発育・発達を支援するための食事の提供を考えて､「食事の提供を含む食育の計画」を作成し、改善を図って行きたい。

`③ 個別指導計画・児童票

当園の個別指導計画は、ねらい・内容・家庭との連携・留意事項の視点から立案されている。今後は、教育及び保育に関する発達区分別の全体的な計画に基づき、組別の指導計画との整合性を勘案しながら、乳児・３歳未満児・３歳以上児の発達に応じた個別指導計画の作成を進め、系統的な保育教諭の働きかけと個人の育ちを考察していきたい。

`④ りんご栽培自然体験活動

当園のりんご栽培自然体験活動は、約３６年間継続的に進めてきたこども園津軽野の特色ある保育活動の一環として取り組んでいる事業である。この活動は、「生命の気づきから尊さ」を育みたいという深遠なるねらいを目指し、乳児から学童及び子育て支援の親子との異年齢交流を大切にしながら、りんごを育てる活動と自然体験を融合した保育形態で進めている。りんご園では、子ども達が主体的に遊びながらりんごの芽・蕾・花・実などの生長へ関わることにより、自然科学を楽しく学び、生命や自然の美しさ・不思議さ・尊さに気づき、心と体を豊かに成長発達できる「子どもの園」となっている。りんご栽培自然体験活動では、年間指導計画を基にし、年齢毎の日案を作成しながら計画的に取り組んでいきたいと考えている。(事業計画・保育課程関係綴簿参照)

月	活動内容	月	活動内容
４月	蕾の観察・仲春の自然体験	10 月	葉とり・仲秋の自然体験
５月	花の観察と人口授粉・晩春の自然体験	11 月	収穫・晩秋の自然体験
６月	実すぐり・初夏の自然体験	12 月	冬支度・初冬の自然体験
７月	袋かけ・盛夏の自然体験	１月	工場見学・木の観察・厳冬の自然体験
８月	実の観察・晩夏の自然体験	２月	枝の剪定・晩冬の自然体験
９月	袋はぎシール貼り・初秋の自然体験	３月	かびはぎと芽の観察・早春の自然体験

`⑤ 英会話教室・スイミング・サッカー教室・スポーツ鬼ごっこ教室

国際交流化が進む現代に於いては、小学校の学習指導要領の中にも英語に親しむことが盛り込まれている。現在、英会話教室は、年長組・年中組が月２回、年少組が月１回のペースで行われている。今後も幼児期から英語に慣れ親しんで欲しいという保護者の要望を受けながら、英会話の年間カリキュラムに基づいて、楽しい英会話のレッスンを進めていきたい。

スイミング教室は、総合的な体力の向上と水に慣れ親しんでほしいという保護者の要望を受け、年長組と学童の希望者のみが利用している。

サッカー教室は、子どもの体力や運動能力の向上とスポーツ精神の育成を培うために、年中組の秋頃から基礎練習を実施し、年長組になるとサッカー大会に向けて、試合のルールやチームワークづくりを学びながら取り組んでいる。子どもにとって、楽しいサッカー教室を展開し、実りあるものにしていきたい。

平成 30 年度から取り組んだスポーツ鬼ごっこは、子ども達のチームワークやコミュニケーション能力の向上を目指しており、ルールを守りながら勝敗を体験することで、挑戦する気持ちや立ち直る心の力を培うことにも意味がある。令和２年度は、定期的にスポーツ鬼ごっこ教室を行い、大会へ向けて子ども達の意欲を培いながら、他団体との練習試合を通して交流も図っていきたい。

`⑥ 令和２年度年間行事予定

(別表２．令和２年度年間行事予定表参照)

２）低年齢児保育の充実

`① 育児日記の活用

低年齢児保育においては、育児日記を活用し、授乳時間や授乳量、食事や睡眠等の生活の様子を伝達し､保護者との綿密な連携を図りながら､個別に応じた質の高い保育サービスを進めたいと考えている。

`② 環境構成

低年齢児の保育環境は､日常的に関わる保育教諭や看護師の人的な温もりのある愛情豊かな雰囲気(人的環境)の中で、衛生的で安全でなければならない。そのため未満児室では、毎日２回の掃除の他、必要に応じた清掃や玩具等の消毒を進め、衛生面に配慮していきたい。また、物的な環境としては、角のないロッカーなどの施設設備が設置されているが、乳児にとって、より安全で衛生的な施設設備の充実と教育的な玩具遊具等の選択を図りたい。

`③ 離乳食・幼児食

離乳食は、準備期・初期・中期・後期・完了期となって幼児食へと移行していけるように、月年齢や個人差に対応しながら進めていくことを重視している。離乳食・幼児食では､「食事摂取基準」に基づきながら、入園児全員のカウプ指数から乳幼児期に必要な栄養目標量を積算して予定献立表を作成し、特に、栄養目標量の設定に於いては、入園児童の実態を把握して栄養課題を明らかにしながら、子ども達にとって美味しくて楽しい給食を提供していきたい。

３）多様な保育ニーズに対応するサービスの推進

`① 延長保育事業(五所川原市特別教育保育事業)

当園の延長保育事業は、１８時から給食担当者の手作りによる軽食を提供している。延長保育の内容については、利用する児童が、家庭的な雰囲気のある楽しい活動を計画的に展開できるよう工夫し、充実させていきたい。

`② 休日保育事業(給付費加算分)

休日保育事業は、保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日や国民の祝日等（以下「休日等」）において、保育に欠ける児童に対し安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的としている。休日保育事業では、家庭的な雰囲気のある楽しい活動を計画的に展開できるよう工夫しながら充実させていきたい。

`③ 一時預かり事業(五所川原市特別教育保育事業及び自主事業)

一時預かり事業では、1 号認定児童を対象とした幼稚園型一時預かり事業に取り組み、保護者のニーズに対応しながら午後の教育・保育内容の充実を図りたい。また、利用者は少ないが自主事業としての一般型一時預かり事業としては、入園していない乳幼児を対象に保護者の多様化した就労や育児ストレスなどで保育に欠ける児童のみならず、乳幼児の保育・教育を受ける権利擁護の立場からも、広い門戸で受け入れていきたいと考えている。

`④ 学童保育事業(五所川原市放課後児童健全育成事業)

学童保育は、平成 13 年度より行われているが、平成 29 年度からは、五所川原市放課後児童健全育成事業業務委託を受け、「こども園津軽野放課後児童クラブ運営規程」に基づき、30 名定員で行なわれている。**令和２年度は、1 年生 14 名、2 年生 16 名、3 年生 3 名での合計 33 名でスタートし、適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図ることを目的とし、温もり・くつろぎ・繋がりを大切にした家庭的な雰囲気のあると知的な好奇心や探求心を育む教育的な環境を保障しながら進めていくことを**

目指している。しかし、子ども同士のトラブルは日常的に起きる為、松島小学校と連携を図り、定期的に情報交換や話し合いを行いながら子ども達の生活支援を行うものである。そして、専任の放課後児童支援員が、養護と教育を重視した指導計画を作成し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、発展的に学童保育の事業を展開していきたいと考えている。

`⑤ 障がい児保育事業・ふれあい保育事業(五所川原市特別保育事業)

障害児保育事業・ふれあい保育事業は、軽度から重度の障害等をもつ児童を対象に、健常児との統合保育を中心にしながら、柔軟に対応していくものである。**令和２年度は、対象児が利用する他の機関や施設及び行政とも連携を密に図りながらも、外部の指導者による訪問支援を受けながら取り組んでいきたいと考えている。**何よりも、保護者の思いに寄り添いながら子ども一人ひとりの状況に応じた指導計画を作成し、担当保育教諭のみならず看護師や栄養士など職員同士が一丸となって、子どもの輝く個性を見いだせるような支援を行いたいと考えている。

（２）地域福祉サービス

１）地域子育て支援拠点事業ひろば型の推進(五所川原市特別保育事業)

`① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場を提供し、子育て親子間の交流を深める支援活動を取り組んでいく。具体的には、火・水・木曜日の９時から１４時の時間帯で「やまばと広場」を開設し、子育て親子が園児や他の子育て支援利用者とふれあい交流を深められるような支援に取り組んで行きたい。また、園児と一緒に給食活動に参加することにより、食育を学び合う場としての役割も担っていきたいと考えている。

`② 子育て等に関する相談・援助の実施

子育てに不安や悩みなどを抱えている子育て親子に対して、相談や援助を実施していくものである。育児相談は、入園児や子育て支援の保護者からの申し出はもちろんのこと、入園していない地域の子育て家庭に対しても門戸を広げ対応していきたい。

`③ 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な情報を提供する為に、五所川原市による「やまばと支援だより」の掲載を積極的に活用し、内容の充実を図っていきたい。

`④ 子育て及び子育て支援に関する講習の実施等

子育て親子や､将来､子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月１回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施するものである。

`⑤ 児童虐待への対応

児童虐待への対応については、緊急度のレベルが高い場合、児童相談所にも通報し、調査判断や一時保護委託を行う。基本的には、保護者との信頼関係を基盤としながら個人面談を行い、精神的な負担を緩和するような働きかけを中心に進めていくことが大切である。

２）地域福祉活動の推進と諸団体との連携

`① 小学校との交流・連携

松島小学校とは、学校だよりや園だより・クラスだよりの情報交換をはじめ、2 ケ月に 1 回程度、教頭・小学校教諭と当園職員との話し合いの場を設け、就学する児童の状況伝達や学童保育利用児童の状況確認、土曜日の小学校グランド借用、防犯や交通安全の協力などについて確認し合うことを大切にし

ている。また、年長組は、就学へのスムースな移行のために、松小まつりへの参加、勤労感謝の慰問を兼ねた学校見学、就学直前の 1 年生授業参観などに取り組んでいる。**令和 2 年度は、これまでの取り組みはもとより特別な支援を要する児童への関わりや就学支援も含め、幼小の連携を更に深めていきたい。**

`② 中高校生等の職場体験及びボランティアの受入

中高校生等の職場体験及びボランティア活動は、子どもにとってお兄さんお姉さんとの新鮮なふれあい体験となることから、申し出を積極的に受け入れている。その際は、保育教諭間の連携を図りながら、安全面に配慮した子どもへの関わり方を助言し、子どもや職員との人間的な心のふれあいを大切にし、有意義な職場体験となるように努めていきたい。

`③ 短大等の保育実習の受入

短大等の保育実習は、申し出を積極的に受け入れていきたい。その際は、事前指導において、保育実習にあたっての心構えについてオリエンテーションを行うことが必要である。保育実習では、より充実した実習体験となるように保育教諭間の協力が重要である。

`④ 老人施設との交流

老人施設との交流としては、近隣のケアハウスあじさいや老人保健施設緑風苑や特別養護老人ホーム青山荘等を慰問し、老人と子どもとの交流を図りたいと考えている。

`⑤ 松島地域防犯協会・エルムの街交番との連携

地域との防犯に関する連携事業としては、松島地域防犯協会が主催する交通安全などの活動に参加したり、松島地域担当のエルムの街交番の巡査部長を招いて園児の交通安全指導を行いたい。

3）福祉サービスの質的向上

`① 多様な情報提供

当園は、今後、こども園として入園児の保護者・地域子育て支援利用者・地域の諸団体等に対し、教育及び保育を一体的に行う施設としての専門性を生かし、ホームページ等様々な方法で、多様な情報提供を進めていきたいと考えている。

`② 要望等解決の取り組み

要望等解決は、入園児の保護者等が適切な福祉サービスを利用できるために、要望等解決処理規程に基づき誠意を持って取り組んでいく。**令和 2 年度における**当園の要望等解決責任者は園長澁谷省吾、要望等受付担当者は**主幹保育教諭代理三戸淳子**、第三者委員は三上秀幸・中川敦人である。また、玄関前にボックスを設置し、利用者が気兼ねなく要望等を伝えられるようにしている。

`③ 第三者評価

第三者評価については、平成 23 年 11 月 11 日付で青森県福祉サービス第三者評価推進委員会より、受審証明書を受理している。今後は、受審結果に基づいて、具体的な問題点の改善を職員会議や園内研修などにおいて継続的に取り組み、保護者や地域社会と連携しながら、子どもの最善の幸福を願い、心温まる豊かなこども園を目指し福祉サービス等の質の向上に努めていきたい。また、保育園から幼保連携型こども園に移行して第三者評価委員会の受審を行っていないので、今後機会を見て取り組んで行きたいと考えている。

`④ 利用者アンケートの取り組み

利用者アンケートは、保護者の率直な要望や意見を無記名で伝えられる機会となっている。福祉サービス等の質の向上ためには、利用者の多様なニーズを傾聴し、子どもの最善の利益を考慮しながら可能

な限りの改善を行っていくことである。

（３）職員の資質向上

１）職員の資質向上にむけた研修活動の推進

`① 内部研修会

４月	教育・保育要領を学ぶ ・教育及び保育の基本と目標	10 月	教育・保育要領を学ぶ・ねらい内容「言葉」
	就業規則・基本的マナーについて		特色ある教育活動の展開
５月	教育・保育要領を学ぶ ・全体的な計画	11 月	教育・保育要領を学ぶ・ねらい内容「環境」
	セクハラ・パワハラ対策研修		地域や諸団体との連携
６月	教育・保育要領を学ぶ ・環境を通して行う教育及び保育	12 月	教育・保育要領を学ぶ・ねらい内容「表現」
	安全管理研修		教育保育事業の評価と課題
７月	教育・保育要領を学ぶ ・こども園として配慮すべき事項	１月	教育・保育要領を学ぶ・保護者の子育て支援
	保護者への対応と守秘義務		職員の自己評価の検討
８月	教育・保育要領を学ぶ ・ねらい内容「健康」	２月	教育・保育要領を学ぶ・小学校との円滑な接続
	教育及び保育の理念と基本方針		利用者アンケートの検討
９月	教育・保育要領を学ぶ ・ねらい内容「人間関係」	３月	教育・保育要領を学ぶ・職員の資質向上
	感染症・アレルギー対応研修		新年度事業への移行課題

`② 外部研修会

（別表３．令和２年度研修会・大会等出張予定表参照）

２）福祉サービスにおける自己評価の実施

令和元年度自己評価については、これまでの様式を生かしつつ船井総研によるデータ集計結果を職員間で分析しながら反省評価を進めていくこととしている。この自己評価の実施結果については、令和 2 年度においても継続して取り組み、ミーティングや職員会議、内部研修等において話し合い、専門職としての資質向上のための自己研鑽に努めるものである。

３）自己評価を生かした人事評価の導入

職員一人一人が行った自己評価を生かしつつ人事評価を行い、後に上司評価や個人面談を進め、自己の良さと課題を認識する方法で行う。また、人事評価規程に基づいて評価結果を活用する。

４） 諸会議等

``① 職員会議

職員会議は、教育及び保育内容における教育や養護を始め、安全面や衛生面、こども園全体の事業に関することを話し合い、教育及び保育運営の方向性を見出していくものである。また、月毎に各クラスの教育及び保育内容の反省評価を行い、課題を見い出しながら具体的な教育及び保育内容の改善にも取り組んでいる。更には、第三者評価結果の問題点、保護者のアンケート結果の要望、保育教諭の自己評価の課題などについても話し合い、職員の意識改革と資質向上を図り、人間性豊かな職員集団を形成していきたい。

`② ケース会議（個別配慮）

ケース会議は、毎日のミーティングにおいて子どもへの個別的な配慮や関わり、親支援も含めて話し合い、職員の対応のあり方を統一できるようにする。ケース会議で話し合った内容については、職員会議に於いて再確認する。

`③ 給食会議

給食会議は、毎月、各クラスの嗜好や残量などの状況、献立内容の検討、離乳食の状況、栄養目標量の実施状況などを話し合い、子どもの食育や栄養状況を把握しながら、給食内容の充実を図るようにする。**令和 2 年度においては、29 年度から取り組んだ「食育の学び合い」の研究成果を生かしながら、給食会議の充実を図り、3 歳以上児の副食費・主食費の実費徴収の根拠を明らかにし、栄養目標の達成は勿論のこと、楽しく美味しい望ましい給食を目指しながら給食会議を進めていくものである。**

`④ ミーティング

毎日行われるミーティングは、行事、出張、来訪者、保健衛生、安全(屋内外遊具の点検・交通・園バス・防犯・工事・災害等)、事故・ヒヤリハットの確認、冷暖房設備状況、連絡と児童出欠状況、職員勤務状況、教育及び保育状況とカンファレンス(クラスの状況・健康状況・個別配慮・教育及び保育内容)等について話し合い、職員の意識の高揚や意思統一を図るようにしたい。**特に令和 2 年度は、新型コロナウィルスの問題も含め、園児の健康管理をきめ細やかに行い、集団感染のリスクを免れるように取り組んでいきたいとと考えている。**

５） 働き方改革等

`① 会議等資料作成の負担軽減

職員会議等の資料は、これまで担当者が全クラスの実施結果を再入力しながら取り組んでいたが、令和 2 年度は、船井総研によるデータシートに各自が入力することで、担当者の資料等作成の負担軽減を図るものである。

`② 年間行事の見直し

大掛かりな年間行事は､企画運営準備等において多くの時間を費やし､職員の負担も大きいことから、軽減できる年間行事を見直していきたいと考えている。具体的には、年長組の保育合宿、親子遠足、園祭等を実施せず、それらに代わる日常的な教育保育活動の充実、日々の親子の触れ合いの在り方を模索しながら、より豊かな子育て支援につながる方向を目指していきたい。

`③ 休憩時間の充実

乳幼児の教育保育の就労は、職員の精神的肉体的な負担も大きいことから、各自の休憩時間の確保はもとより、ゆったりとくつろいだり、楽しい会話で気分転換を図ったりなど、各自が選択できるような環境を整えながら、休憩時間の充実を図るものである。

５．施設運営

（１）児童の処遇

１） ４月のクラス編成　　(2020．4．1 予定)

クラス名	年　齢	1号認定区分人数	2号・3号認定区分人数	一時保育数	学童数（子育て支援数）	支援事業対象数	児童合計数	保育教諭人数
きりんぐみ	5 歳 児	4	16	0		(5)	20	2
ばんびぐみ	4 歳 児	3	20	0		(3)	23	2
うさぎぐみ	3 歳 児	7	16	0			23	2
こあらぐみ	2 歳 児		24	0			24	4
りすぐみ	1 歳 児		15	0			15	3
ひよこぐみ	0 歳 児		4	0			4	2
小　計		14	95	0		(8)	109	15
学　童（子育て支援）	6～12 歳児（3 歳未満児）				33（10 組）		33（10 組）	2 1 (1)
合　計		14	95	0	33（10 組）	(8)	142（10 組）	18(1)

※障害児保育事業の人数は、入園児童数に含まれている。

※在園児以外の一時保育児童数は 0 人である。

2）健康管理

`① 健康診断

内科検診及び歯科健診は、４月と１０月の年２回行なう。検診日に欠席した子どもについては、医師と連絡のもとにこども園職員が病院へ連れて行き、全員が健康診断を受けられるようにする。

`② 未満児の健康管理

未満児は、毎日検温し、育児日記で家庭生活における個々の健康状況を把握しながら健康管理を進める。また、こども園での健康状態も個別の育児日記で伝達している。

`③ アトピー対策

アトピー対策としては、病状によって塗り薬やスキンケアが必要であり、また皮膚を清潔にすることも大切であるため、個々の状態に合わせて対応する。

`④ 病児保育

病児保育は、保護者の就労の止むを得ない状況を考慮して対応する。看護師が保育教諭と連携して病気の子どもを看護し、体温や脈拍、呼吸状態、顔色などを診ながら、体温調節や水分補給などをし、ひきつけを起こしやすい子どもには座薬を使用するなどの処置をおこなう。その際、子どもは、病気によって不安な状態となるため、交替で担任保育教諭にも関わってもらい情緒的なケアの配慮に留意する。また、病児を担当した職員は、病児経過記録（看護記録）に記載する。

`⑤新型コロナウィルス対応

全世界を震撼させている新型コロナウィルスの問題は、日本に於いても令和 2 年 3 月 22 日午前現在 1,015 人(NHK まとめ)となっており、青森県の感染者は現在 0 人であるが、いつ感染者が出でもおかしくない状況である。その為、未満児のみならず以上児の検温も行い、体調不良をいち早く把握し、家庭との連携を図りながら、手洗い、うがい、マスク等の啓蒙を行い、新型コロナウィルス等の感染症防止対策に取り組んでいくものである。

3）栄養管理

① 栄養計画と献立

乳幼児の栄養計画は、栄養士の資格を持つ給食担当者が、栄養目標量に照らし合わせて献立を作成する。献立を作成する際は、総合的な栄養バランスを考慮し、食欲を誘い、偏食がだんだん解消されてい

くようなメニューを作成していく。

② アレルギー対策

食物アレルギーの子どもに対しては､医療機関によるアレルギー検査結果の書面提出を受けて､個々に応じて除去食を提供し、保護者と連携しながら、子どもの栄養のバランスに留意して進めていく。その除去食の提供に於いては、取り違いを防止するために、顔写真入りのアレルギー一覧表を作成し、色違いの食器にラップをし、栄養士が個別の名前を記載して行うようにする。

（２）職員の処遇・就業規則等の整備

１）職員構成及び職員職務分担

（別表４.令和２年度職員構成一覧表参照）（別表５．令和２年度職員職務分担表参照）

２）健康管理

`① 健康診断

職員の健康診断は、年１回行う。雇用時の健康診断を行った職員以外は、増田病院等で受診する。また、生活習慣病予防検診の希望者に対しては、つがる総合病院などにおいて検診を行い、必要に応じて全国健康保険協会の保健指導も行うものとする。

`② 検便

検便については、給食担当者と乳児担当者が実施する。また、五所川原保健所の食品衛生監視票による指導もあり、給食担当者は、これまで 0-157 の検査のみであったが、0-157 以外の腸管出血性大腸菌(026-0111 等)も含めた検査も行うようにする。

`③ 予防接種

近年、全国的にインフルエンザが流行し、学校や児童福祉施設においても集団感染の危惧を否めない状況である。当園は、職員の健康診断の際にインフルエンザの予防接種を行い、全額施設負担により感染拡大の防止に努め、職員の健康管理の充実を図るものである。

３）就業規則等

就業規則等の策定に於いては､職員との話し合いをもとに労働基準監督署に届出をする。(就業規則等の詳細は、就業規則関係綴りを参照)

４）福利厚生

福利厚生については、職員が意欲をもって仕事ができるような雰囲気作りや福利厚生のための事業内容を検討し、人間的な交流と働きがいのある職場づくりを目指していきたい。

（３）施設設備等の管理

１）環境整備

こども園の内外の環境整備は、職員が土曜日の午後などを利用し、清掃・整頓・作業などを進める。また、７～８月・１１～１２月・２～３月は、施設のワックスがけ等全体的な大掃除を行う。

２）衛生管理

`① 施設設備衛生対策

施設設備の衛生としては､担任が中心となって自分の保育室を毎日２回以上清掃し､その他の場所は、

全員が交代で行う。また、サンコーポレーションに委託した職員により、専門的な清掃を平日**や土曜日にも行う他**、年に3回ワックスがけも行う。**また、シルバー人材センターに依頼した３人には、毎週土曜日の午後に各保育室の隅々を丁寧に拭き掃除等を行ってもらい、衛生的な環境づくりに取り組んでいる。**

`② 食中毒対策

食中毒対策は、給食担当者の調理過程の作業内容と衛生が重要である。複数の担当者が、マニュアルを参照しながら互いに牽制し合い衛生に留意する。

`③ 感染症対策

感染症対策は、職員全員が行政通達やマニュアルを確認しながらミーティングで話し合い、施設の換気や消毒と園児への手洗いうがいなどの衛生指導を進める。また、保健衛生の担当者は、保護者へ保健ニュースや風除室の掲示板に感染症の予防対策や情報を提供する。

３）安全管理

`① 安全対策・事故対策

安全対策は、毎月、交通安全、危険な場所、危険な遊び方の注意などについて、３歳以上児の子どもを中心に安全指導等を行う。その際、子ども達が理解しやすいような教材を活用し、園外保育などで実質的な交通安全指導も行う。また、保護者による園児の送迎時の事故防止については、保護者が集う場の機会を捉えて、交通安全ニュースや園だより・クラスだより等でも働きかけていくようにする。

事故対策は、マニュアルなどを参考にしながらミーティングで話し合い、危機意識を持つことが大切である。事故発生時は、職員が早急に管理者に報告し、その状況に適切な対応を進める。

`② 災害対策

災害対策としては、消防計画書に基づき毎月避難訓練を行い、園児が安全に且つ迅速に避難できるようにし、訓練の反省や評価を行う。特に、東日本大震災の教訓を学び、非常時の際の備品や非常食等の保管にも努め、避難訓練担当者は、毎月消防設備の自主点検や非常時の際の備品や非常食等の点検を行い、不備な箇所を防火管理者及び園長に報告し、改善を図るものである。**特に令和 2 年度は、**平成 30 年 12 月 10 日付で家庭福祉課に提出している「要配慮者利用施設の避難確保計画」に基づき、職員や子どもへの防災教育を進めながら避難訓練を実践していきたい。

`③ 不審者対策

不審者対策としては、玄関の施錠、不審者に対応した避難訓練の実施、子どもへの指導、保護者への啓蒙や連携を進める。

`④ 保安設備等

保安設備等としては、１１０番非常通報装置ＰＥＣ－１１０Ａの警報システムを設置し、業者による作動点検を行う。また、職員には、警報システムの使用方法について周知させる。

`⑤急連絡対策

緊急時対策としては、保護者にクラスごとの緊急連絡網を配布し、緊急時の連絡体制を整える。**また、携帯メールによる一斉配信、更には携帯電話により「コドモン」のアプリを活用した迅速な情報の伝達など、保護者への情報発信や受信にも取組んでいきたい。**

（４）情報の伝達

１）教育・保育情報

教育・保育情報としては、園だよりを毎月、クラスだよりを月１回以上発行し、教育・保育のねらいやこども園での子どもの様子などを伝える。希望する保護者に対しては、**携帯電話の「コドモン」のアプリを利用して頂き、ペーパーレス化を推進していきたいと考えている。**

２）給食情報

給食情報としては、乳児用と幼児用の予定献立表を毎月配布し、メニューだけでなく、栄養に関することや伝統行事と食の関係など、給食に関する多彩な情報を伝達していく。

３）健康情報

健康情報としては、保健ニュースを毎月発行し、感染予防、行政の予防接種や健康診断など、健康に関する多彩な情報を伝達していく。特に、内科検診や歯科検診へ向けて、わが子の心配事や質問などを記載できるようにし、嘱託医師との紙面によるコミュニケーションづくりを進める。

４）安全情報

安全情報としては、交通安全ニュースを発行し、チャイルドシートの着用、スピード違反や飲酒運転の禁止などの情報を伝達していく。

５）子育て支援情報

子育て支援情報としては、毎月「はとぽっぽサークルだより」を発行し、活動予定表や子育てのノウハウを盛り込んだ情報を伝えていく。

６）ホームページの情報公開

平成 24 年 1 月 28 日に、ホームページを開設し、保育目標、園案内、保育時間、一日の保育の流れ、園行事、職員紹介、青森県福祉サービス第三者評価結果などの情報を伝えている。今後、定期的に交信しながら、利用者にとって新しい情報を提供していくようにする。

（５）今後の課題

１）教育及び保育内容

教育及び保育内容については、新幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び教育・保育要領解説に基づいて当園が独自に作成した教育及び保育の全体的な計画を活かしながら、年間指導計画や月指導計画等を作成し､幼保連携型認定こども園教育･保育要領の趣旨が反映されるように取り組んでいきたい。そのためには、実施後の反省評価において内容を十分に検討し、新幼保連携型認定こども園教育・保育要領や解説書を学びながら、教育及び保育内容の教材研究を推進していきたい。

２）職員の資質向上

職員の資質向上については、人事評価や自己評価をより生かすために、職員間によるグループ研修や職種を超えた職員の参加による内部研修の充実が必要である。また、毎日行われているミーティングにおいて、充実した教育及び保育カンファレンスを進めていきたい。

３）ハラスメント防止体制づくり

職場におけるハラスメントとしては、性的ないやがらせとしての「セクシャルハラスメント」や権力や地位を利用したいやがらせとしての「パワーハラスメント」がある。職員同士が相手をけなしたり、陰口を言うことのないようにするために、職場において、互いの人権が尊重されるような職場風土を築くためにも、ハラスメント防止の体制を確立していきたい。

４）働き方改革に基づく職員体制の検討と構築

平成２７年度よりこども園に移行して**６年目**を迎え、**令和２年度**は、新しい時代を生き抜くために必要な職員体制の在り方について検討し合い、できることからできるところまで一歩ずつ構築していきたいと考えている。近年、人材不足により、入所したい乳幼児の受入れをあきらめざるを得ないという事態が発生している。それは、当園が職員に対し、キャリアアップ研修、資格や免許の取得支援を積極的に行ってはいるが、家庭や育児と仕事の両立が大変であるということから、毎年、退職希望者がいることによる。そのような事態を回避するためには、家庭や育児と仕事との両立支援を含め、女性が生き甲斐を感じながら楽しく望ましくふさわしく働くことのできる働き方改革を意識した職員体制の検討と構築が重要であると考えている。

また、幼保連携型認定こども園は、国際化・情報化・ＩＴ化という新たな時代を迎え、環境問題解決能力・女性活躍の保障・貧困問題対応という大きな役割も担うこととなり、時代を見据えた取り組みを行うことの重要性を課題として捉えながら進めていきたいと考えている。